

## 社会福祉法人茨木厚生会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨木厚生会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長を除く理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、報酬及び費用弁償費は支払わないものとする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

4 役員及び評議員の報酬額決定もしくは見直しは、改選時の理事会の議決を経なければならない。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。ただし、実情を考慮し、増額することができる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この報酬を支給することができない。

(支給)

第8条 理事長以外の費用弁償費等については、その都度もしくは25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）支払うものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から適用する。

平成15年3月29日改正	対象者を追加
平成19年4月1日改正	対象者を削除
平成21年11月1日改正	対象者及び報酬額を追加
平成25年11月1日改正	対象者及び報酬額を変更
平成26年4月1日改正	理事長への報酬支払削除
平成29年7月1日改正	規程の改正には評議員会の議決を経ることに変更

役員報酬

別表1 (日額)

名 称	費用弁償費
理事会出席報酬等 (日額)	10,000円 (源泉徴収後の額とする)
評議員会出席報酬等 (日額)	10,000円 (源泉徴収後の額とする)

別表2

名 称	費用弁償費
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円 (源泉徴収後の額とする)
監事監査指導報酬等 (日額)	30,000円 (源泉徴収後の額とする)

別表3 (日額)

名 称	宿泊費	日 当	旅 費
旅 費	20,000円限度	10,000円 (源泉徴収後の額とする)	実 費